**認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について**

|  |  |
| --- | --- |
| 税 目 | 平成27年度税制改正内容 |
| 固定資産税  都市計画税 | 社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の２分の１とする措置を講ずる。 |
| 不動産取得税 | 社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業のように直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の２分の１とする措置を講ずる。 |
| 事業所税 | 認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 |
| 登録免許税 | 認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置（登録免許税法別表第三）を適用する。 |
| 消費税 | 消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。 |

※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等である。

※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。